

第3章 空家等対策の基本的な方針

1 基本理念

適切に管理されていない空家等が増加することは、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすとともに、さらには地域コミュニティの低下や地域・都市全体の活力の低下を招くという認識の下、本市では、次の3点を空家等対策に関する基本的理念として、各種の対策に取り組むこととします。

(1) 市民の安全・安心を守るための対応

適切に管理がされていない空家等は、周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出すことから、管理不全な空家等の発生を防止することで、地域の良好な住環境を維持します。

また、倒壊等のおそれのある空家等は、地域住民への危険性が懸念されるため、危険空き家の除却の促進や適切な管理を推進することにより、市民が安全・安心に暮らせる快適なまちを目指します。

(2) 地域の活性化に向けた活用等の促進

適切に管理された空家等は、地域の資源としての一面も持っています。空き家が増えると、地域のコミュニティも薄れ、地域の魅力の低下を招きます。

除却された跡地を含め、市場流通や利活用促進を図ることで、地域の活性化やまちの魅力向上を目指します。

(3) 行政・地域住民・専門家団体等との連携・協働

総合的な空家等対策を推進するためには、所有者等や行政だけでなく、地域住民や専門家団体等の協力による対応が必要不可欠です。

地域住民、行政、各種専門家団体、民間事業者などの多様な主体が相互に連携を図ることで、総合的な空家等対策の取組の推進を目指します。

2 基本方針（施策の方向性）

本市における空家等の状況や全国的な取組を踏まえ、四つの方向性を柱とし、今後、空き家になる前の利用中の状態から、空家等の除却後の跡地活用まで、各段階の状況に応じた、各種対策を検討し、取り組んでいくこととします。

